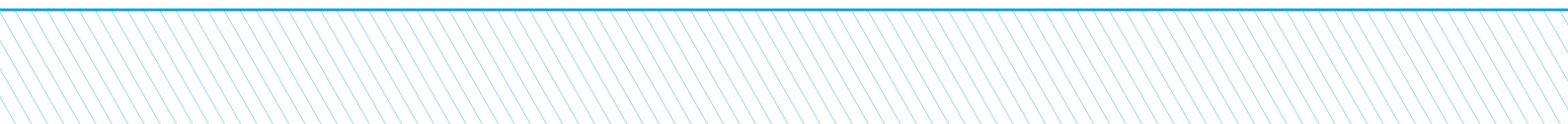


第3部 基本計画



成果指標について

施策の成果指標（目標値）について

本町では、第4次総合計画の基本計画を策定しましたが、目標をもって施策を推進し、町民にわかりやすく成果の見えやすい行政運営を行うための方策として成果指標による目標管理型の考え方を導入します。

この考え方により、町民と行政が協働により実現していく施策の目標を数値等で示し（「みんなで目指す目標値」）、町民を起点とした、成果重視といった視点からこの基本計画を作成し、これを基軸に町政を推進します。さらに、基本計画の進捗度の検証を定期的に行うなど、計画の進行管理に努めます。

「みんなで目指す目標値」の見方

- 施策目標項目** — 施策が目指す本町の姿の達成度を計る指標（「みんなで目指す目標値」）です。
- 現状値** — 施策目標項目の現状の数値です。原則として平成21年度の数値です。
- 目標値** — 中間年度と目標年度の目指すべき数値です。業務のデータや「まちづくりアンケート（満足度評価）」等から取得します。

指標の種類により、次の3つのパターンがあります。

①具体的な数値で示すパターン

②方向性や満足度を矢印で示すパターン

「」…数値の増加を目指す

「」…数値の継続を目指す

「」…数値の減少を目指す

③推移を見ていく或いは将来数値化するパターン
（「—」で表す）

基本施策 1 出会いと語らいのあるまち

1 参画と協働のまちをつくる

1-1. 協働によるまちづくりの推進

■ 施策の目的

住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参画のまちづくりを目指します。

■ 現状と課題

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に住民参画、住民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

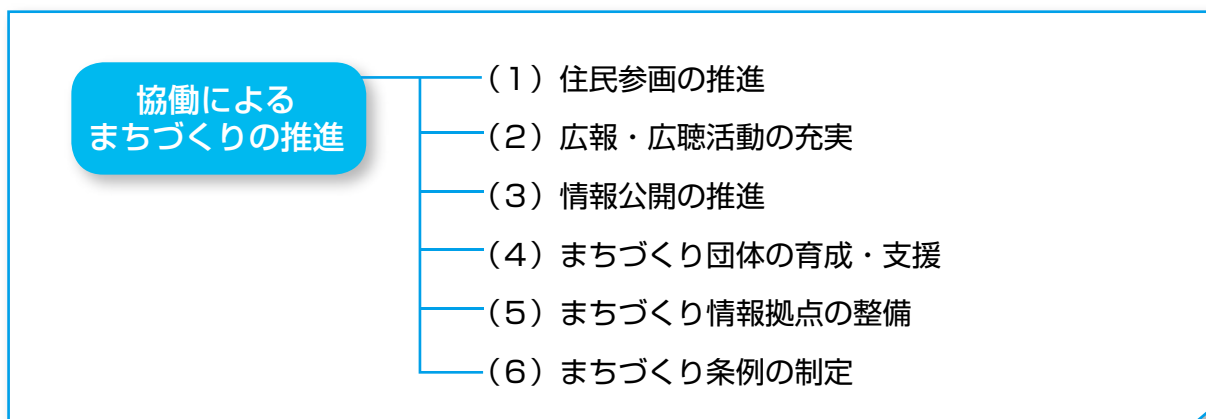
本町では、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、地域別・団体別座談会、各種計画作成時のアンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。また、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、各種の審議会や委員会等を通じた住民参画による各種行政計画の策定・推進など多様な参画・協働の仕組みづくりに努めています。

様々な事業計画の策定にあたっては、計画策定段階からの住民参画が進んできました。特に公募委員による自主参画など、町民の行政参加の意識も向上しています。

今後は、これらの取組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、町民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取組みを一層積極的に進めていくことが必要です。



■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 住民参画の推進

町民の多様なニーズによる課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ（参加体験型会議）、パブリックコメント（広く町民に意見を求める手続き）の実施など、町民がまちづくりの中心となる自主的・積極的な参画を進めます。

また、協働のまちづくり推進に向け、「協働推進計画（仮称）」の策定や職員の育成、意識改革を推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

町の情報をより分かりやすく提供するために広報編集委員会の開催やモニター制度の導入など広報紙やホームページの情報内容の充実を図ります。

また、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体との座談会の実施など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

(3) 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

(4) まちづくり団体の育成・支援

多様な町民団体・ボランティア・NPO等まちづくり活動を行っている団体の自主的な活動を育成・支援するほか、住民が活動に参加しやすい環境づくりに努

めます。

(5) まちづくり情報拠点の整備

まちづくりに関する情報共有を図り町民のまちづくりへの参画を推進するために、まちづくり拠点施設の整備を図り、まちづくり活動等の情報を発信します。

(6) まちづくり条例の制定

住民主体のまちづくりを確実なものにするために、まちづくりに対する基本姿勢を明確にし、住民と行政が協働してまちづくりを進めるための取組みを保障するまちづくり条例（自治基本条例）を制定し、その考え方のもとにまちづくりを進めます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
まちづくり団体登録数	団体	—	15	20	現在、町民活動（まちづくり）団体登録制度を検討中。将来的に、この団体数の増加を目指す
地域活動やボランティア活動に参加したい率	%	52.5			アンケートで地域活動やボランティア活動に参加したいと答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）
町ホームページ閲覧件数	件	98,851	125,000	150,000	年間の町ホームページ閲覧件数
町の広報・広聴活動に関する取組み（広報紙やホームページなど）についての満足度	%	43.2			アンケートで町の広報・広聴活動に関する取組み（広報紙やホームページなど）について満足していると答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）

1-2. コミュニティ活動の推進

■ 施策の目的

地域の連携や特性を生かした魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取組みを支援します。

■ 現状と課題

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、高齢者・健康対策、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成や子育て支援、伝統文化の伝承など、コミュニティの果たす役割は益々大きくなっています。

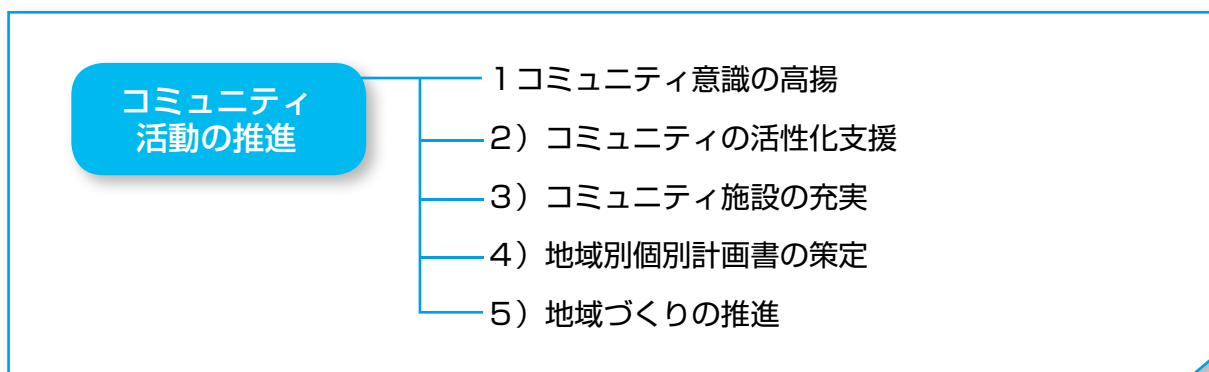
本町では、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、行政区活動等が

活発で、地域毎に独自活動が展開されてきました。しかし、近年、価値観の多様化に伴い、共同意識の低下がみられるなど、コミュニティ活動の活性化が課題となっています。

また、小規模集落など地域によっては、急速に少子高齢化が進行するなど、コミュニティ活動の維持が困難となる地域の出現も予想されます。

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。このため、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民主体の地域づくりを進めていく必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2) コミュニティの活性化支援

ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、地域コミュニティ推進事業や自主防災組織の育成、防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守り、子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。

(3) コミュニティ施設の充実

地区公民館を中心としたコミュニティ施設について、その充実を支援します。

(4) 地域別個別計画書の策定

地域の特性と課題を住民みんなが共有し、地域の実情に応じた地域づくりを進めるための指針となる「地域づくり計画書」を、行政区等を単位に策定します。

(5) 地域づくりの推進

地域分権の事態に即した地域づくりを推進するため、自主的、主体的な決定による創意工夫により、自らの力で活性化していく行政区の事業運営を支援します。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
地域づくり計画を策定した行政区等の地区数	地区	8	33	—	地域コミュニティ推進事業実施行政区等の数
コミュニティ施設（分館）の年間利用者数	人	73,831			コミュニティ施設の年間の総利用者数

2 人が交流するまちをつくる

2-1. 情報化の推進

■ 施策の目的

情報通信基盤の整備を図り、町民や企業が手軽に行政サービスを受けられる利便性の高い情報化社会に対応したまちづくりを目指します。また、観光情報や地域情報、防災情報など、積極的な情報発信に努めます。

■ 現状と課題

情報化の進展により自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、いつでも・どこでも・何でも・だれでもが気軽にネットワークを利用できる情報化の実現に向けた取組みが進められています。

本町では、これまでに、山間部の携帯電話不通話地域を解消していますが、今後、情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されます。

広川町は全町的な高速大容量ネットワークの整備がなされておらず、企業をはじめ多くの町民から光通信などの情報基盤の整備が求められています。

■ 施策の体系

情報化の推進

- (1) 情報通信基盤の整備
- (2) 電子自治体の構築
- (3) 町民への情報発信の強化

■ 主要な施策

(1) 情報通信基盤の整備

民間事業者との連携を図り、光通信環境の整備促進に努めます。

(2) 電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実に努めるほか、関係機関との連携のもと、イ

インターネットを利用して行政手続きをオンラインで行うことができる電子申請システムの構築を図ります。

また、ホームページについて、その内容充実及び有効活用を図ります。

(3) 町民への情報発信の強化

広報紙やホームページに加えて、インターネットを活用した新たな手段での情報発信を研究し、併せて災害時の情報提供や防災情報の伝達に必要とされるコンテンツ（情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像などの個々の情報）の整備を図ります。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
インターネットを利用している率	%	37.2			アンケートで、インターネットを利用していると答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）
町の情報通信網（インターネット、ケーブルテレビなど）の整備状況についての満足度	%	12.3			アンケートで、町の情報通信網（インターネット、ケーブルテレビなど）の整備状況について満足と答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）

2-2. 交流活動の推進

■ 施策の目的

様々な交流活動の中で、地域間・世代間のふれあいを通して、感動と理解を深め合える、人間性豊かな交流を推進します。

■ 現状と課題

情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。また、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取組みが求められます。

本町では、平成 5 年に中国蘇州市滄浪区との友好交流協定を結び様々な交流活動を行ってきました。また、国際化の時代に対応し、広く世界的な視野から物事を判断できる力をもった国際感覚あふれる人材の育成のため、平成 10 年より児童・生徒を中心とした国際交流を進めています。

さらに、優れた自然や貴重な歴史財産を生かした古墳まつりや産業資源を生かしたかすり祭、子ども達が交流するきらめき学習や校区ネット活動など、様々な交流活動が展開されています。

国内における他地域等との交流も地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、グリーンツーリズムに代表される都市と農村との交流、都市と地方の両方に住居を持つ「二地域居住」など新しい交流のあり方もみられるようになっており、今後、地域間交流の促進が一層求められます。

■ 施策の体系

交流活動の推進

- (1) 地域間交流の促進
- (2) 民間交流団体の育成
- (3) 国際交流活動の推進

■ 主要な施策

(1) 地域間交流の促進

地域の情報発信機能の強化を図り、恵まれた自然や観光、特色あるイベント等の地域資源を生かしながら、町外との交流を進めるほか、行政区間や学校同士、団体同士の交流を促進します。

(2) 民間交流団体の育成

民間レベルでの世界・全国との交流活動の推進を支援します。

(3) 国際交流活動の推進

次代を担う子ども達の国際感覚を育成するために、海外派遣及び受入れ事業を推進していきます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
国内外との交流活動の満足度	%	8.7			アンケートで、町の国内外との交流活動について満足と答える町民割合 (初期値は平成21年8月のアンケート調査結果)

3 人権を尊重するまちをつくる

3-1. 人権尊重社会の形成

■ 施策の目的

すべての人の人権を尊重する人権感覚を持つ町民の育成に向け、人権教育・啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。

■ 現状と課題

日本国憲法が基本原理とする「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取組みが進められてきましたが、今日もなお同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他さまざまな人権問題が存在します。

こうした背景には、現代社会が内包している問題として、心の問題を軽視する傾向、地域社会のつながりや人間関係の希薄化、効率性と成果を優先する価値観などが挙げられます。

本町では、人権・同和問題の解決に向け、学校教育、社会教育において、さらには家庭や地域、職域などあらゆる機会をとらえて人権学習講座を開催するなど、啓発・教育施策を推進しています。しかし、近年、インターネットの普及などによる新たな人権問題が表面化しており、より一層の教育・啓発の充実が求められます。

このため、今後は、関係機関・団体等との連携強化のもと、実践的な指導者の育成や内容・教材等の充実を図りながら、新たな諸課題を含め、人権・同和問題の解決に向けた教育・啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。



■ 施策の体系

人権尊重社会の 形成

- (1) 人権教育・啓発推進体制の充実
- (2) 人権教育・啓発の推進
- (3) 人権問題に関する相談体制の充実

■ 主要な施策

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施等を図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。

主な人権講演会等参加者数

【単位：人】

年 度	ひろかわセミナー	ひろか和の集い	なるほど 人権セミナー	住みよい 町づくり懇談会	合 計
平成 18 年度	108	300	211	202	821
平成 19 年度	158	300	160	103	721
平成 20 年度	107	200	107	233	647
平成 21 年度	115	200	145	158	618
平成 22 年度	154	200	143	134	631
合 計	642	1,200	766	830	3,438

資料：教育委員会事務局

(2) 人権教育・啓発の推進

町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れる人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(3) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や生活相談員、民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取組みの充実を図ります。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
人権講演会や研修会の参加者数	人	1,382 人			年間の人権講演会や研修会の参加者数
町の人権教育・啓発に関する取組みについての満足度	%	15.1			アンケートで、町の人権教育・啓発に関する取組みについて満足と答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）

3-2. 男女共同参画社会の実現

■ 施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法に基づく、意識づくりや環境づくりを進めます。

■ 現状と課題

少子高齢化の急速な進行、経済活動のグローバル化など、社会・経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

このような中、本町では、ヒューマン・アルカディア（人権の理想郷）広川セミナーにおいて女性の問題を取り上げるなど、男女が平等に生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けた取組みを進めてきました。

今後、少子高齢化が一層進む中で、男も女も社会を支える重要な一員として、男女共同参画はさらに重要性を増すことが予想されます。このため、職員をはじめ町民の意識改革や各種委員会、審議会への女性の登用など男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を積極的に推進し、着実に進展させていく必要があります。

■ 施策の体系

男女共同参画社会 の実現

- (1) 男女共同参画に向けての意識づくり
- (2) 男女が共に生きる環境づくり
- (3) 自立した生き方づくり
- (4) 男女共同参画基本計画、行動計画の策定

■ 主要な施策

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

本町の男女共同参画の実態等に関する意識調査や研究を行うとともに、広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

審議会等の女性の登用率

【単位：人】

年 度	委員総数	うち女性委員数	女性の割合
平成 17 年度	119	13	10.9%
平成 18 年度	123	12	9.8%
平成 19 年度	179	13	7.3%
平成 20 年度	186	14	7.5%
平成 21 年度	197	15	7.6%

資料：教育委員会事務局

(3) 自立した生き方づくり

一人ひとりが自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。

(4) 男女共同参画基本計画、行動計画の策定

男女共同参画社会の実現に向けて「男女が共に参画するまちづくり」の推進のために基本計画並びに行動計画を策定します。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
男女共同参画啓発事業回数	回	1			年間の男女共同参画啓発事業回数
町の男女共同参画の推進に関する取組み（男女平等意識の啓発、委員会等への女性の登用など）についての満足度	%	11.5			アンケートで、町の男女共同参画の推進に関する取組み（男女平等意識の啓発、委員会等への女性の登用など）について満足と答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）
審議会などにおける女性委員の比率	%	7.6	30	35	

4 行財政運営の充実したまちをつくる

4-1. 行政サービスの向上と効率的行財政の運営

■ 施策の目的

住民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、職員のレベルアップを図るとともに、住民への財政情報を分かり易く提供し、さらなる効率化に取組みながら、財政の健全化・サービスの向上に努めます。

■ 現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、町民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

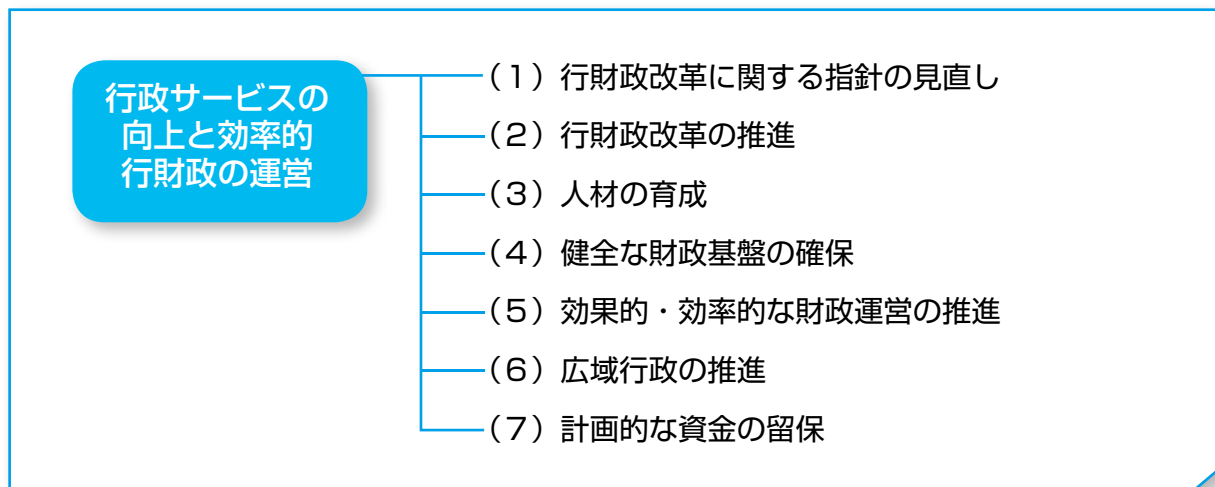
本町においては、これまで行政改革大綱等の指針に基づき、行政組織の再編をはじめ、予算編成見直しによる歳入の確保・歳出の削減、事務事業評価制度の導入、情報化の推進など効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。また、補償金免除繰上償還の実施により地方債残高の抑制や経常経費の削減を行いました。さらに、職員定員管理計画に基づき職員の定員適正化に取組みました。これら行財政改革の取組みにより、財政指標（財政力指数や実質公債費比率など）が改善されてきました。

今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

また、住民サービスの向上に資するためには、職員一人ひとりの意識改革及び実行力が求められます。さらには、予算や決算に関する情報を分かり易く住民へ提供していくことが重要となります。



■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 行財政改革に関する指針の見直し

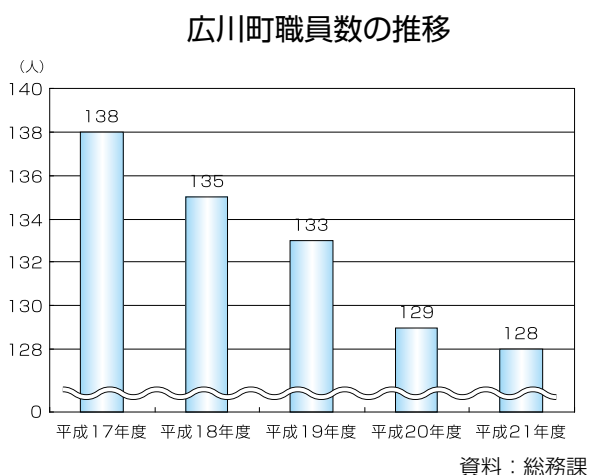
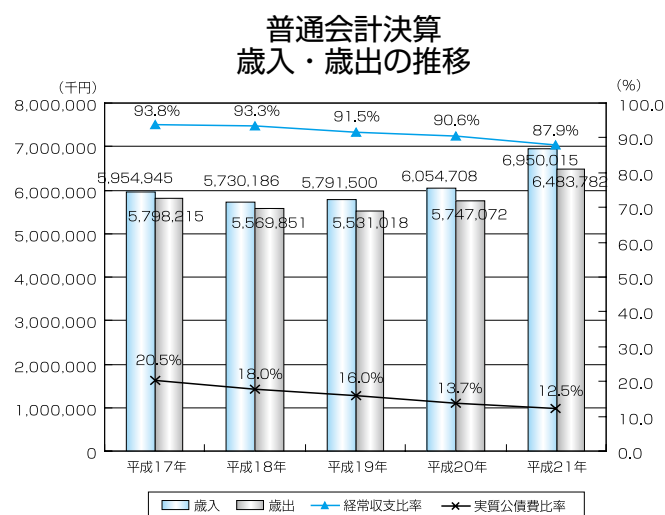
自主性・自立性のさらなる強化に向け、実情に即した行財政改革を総合的、計画的に推進するため、行政改革大綱や集中改革プラン等の指針の見直しと行財政改革のさらなる推進に努めます。

(2) 行財政改革の推進

行政評価制度の活用により、事務事業のさらなる見直しを行うとともに、補助金などの見直し、指定管理者制度の活用、公共サービス改革の導入、民間委託等を推進します。

また、組織のフラット化を基本に、時代に即した組織・機構への再編を適宜行います。

さらに、職員の定員管理及び給与の適正化に努めます。



(3) 人材の育成

人材育成基本方針のもと、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実等を進めるとともに、成果・能力主義に基づく新たな人事評価制度を進め、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

(4) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、課税対象の的確な把握や収納率の向上等を行い、自主財源の確保を図るとともに、国・県の各種補助制度等を有効に活用しながら事業を展開します。

(5) 効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化等を図りながら効果的・効率的な財政運営を推進します。

(6) 広域行政の推進

周辺自治体との連携のもと、一部事務組合等による広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。

また、国・県等による地域再編等の具体化の動向を勘案しながら、今後の広域行政のあり方について検討し、それに基づく取組みを推進します。

(7) 計画的な資金の留保

公共施設の改修や建て替えなどに対応するために施設の更新時期を見据えて計画的な積立により資金を留保します。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
町税収納率	%	97.8			
財政調整基金残高	千円	1,180,640	1,350,000	1,500,000	
実質公債費比率	%	12.5	11.0	9.0	
普通会計の地方債残高－減債基金残高	千円	7,244,877	7,200,000	6,500,000	